

「さいたま市週休2日制適用工事」Q&A

（１）「さいたま市週休2日制適用工事」（以下、週休2日工事という）について

Q1-1) 週休2日の取組み方法について教えてください。

A1-1) 令和7年10月起工の工事より週休2日工事は、以下により取組むこととします。

①「さいたま市週休2日制適用工事（現場閉所型）」（以下、週休2日工事（現場閉所型）という。）
→対象期間において、4週8休以上の現場閉所に取り組む方式

②「さいたま市週休2日制適用工事（交替制）」（以下週休2日工事（交替制）という。）
→対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら4週8休以上の休日確保に取り組む方式

※令和7年9月末までに起工された工事については、従前の要領等により取組むこととなります。

Q1-2) 週休2日工事は全ての工事が対象でしょうか。

A1-2) 週休2日工事は原則全ての土木工事が対象となります。対象となる工事は、告示文書に対象案件である旨の記載があります。

なお、週休2日工事（現場閉所型）による発注を原則としますが、現場閉所が困難な工事については、週休2日工事（交替制）での発注を検討します。

＜現場閉所が困難な工事の例＞

- ・交通規制や非出水期施工、完成時期等の制約のある工事
- ・連続施工せざるを得ない工事（シールド工事、ニューマチックケーソン工事等）

Q1-3) 公告前に週休2日工事の適用除外となる場合は、どのような場合ですか。

A1-2) 公告前に週休2日工事の適用除外となる場合は、以下のとおりです。

- ①対象期間（現場着手日から現場完了日）が1週間未満の工事
- ②単価請負契約工事など、緊急対応が求められる工事
- ③工事所管課（所・室）の判断で適用除外とする工事

なお、公告段階で週休2日工事の対象としていない工事について、契約後にこれを適用することはできません。

Q1-4) 週休2日を達成するために、工期延期は認められますか。

A1-4) 本市発注工事は、施工に必要な実日数のほか、準備期間や不稼働日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇、降雨(雪)日、猛暑日）、後片付け期間を考慮した工期設定を行っているため、4週8休を確保することは工期延期の理由とはならず、認められません。

Q1-5) 降雨、降雪等により、予定外に休日を取得することとなった場合は、休日の取得実績として考えてよいでしょうか。

A1-5) 休日の取得実績として問題ありません。なお、当日朝の天候や現場の状況により現場閉所を判断する場合は、迅速な判断を行うとともに、作業員等との確実な連絡体制の構築に努めてください。

Q1-6) ゴールデンウィーク、夏季休暇、年末年始休暇の考え方について教えてください。

A1-6) 夏季休暇（3日間）および年末年始休暇（6日間）は、週休2日工事の対象期間外とし、それぞれの日数を超えた日数については、閉所日として取り扱ってください。なお、ゴールデンウィークなどのその他の休暇については、閉所日として取り扱ってください。

Q1-7) 夏季休暇（3日間）は土日を含めてもよいですか。

A1-7) 土日を含めても問題はありませんが、建設業を魅力ある産業としていくためにも、極力土日を含まない平日とし、まとまった休日確保の検討をお願いいたします。

Q1-8) 仮復旧期間など現場で作業を行わない期間も、休日取得としてよいですか。

A1-8) 仮復旧期間や試掘後に本体工事に着手するまでの期間など、一時的に工事を休止する期間が発生する場合は、週休2日工事の対象期間外として取り扱ってください。

Q1-9) 週休2日が達成できなかった場合は、どうなるのでしょうか。

A1-9) 週休2日の対象工事は、当初設計において、週単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じているため、達成状況に応じて、補正係数を除した変更（減額）を行います。

なお、週休2日を達成できなかったことによる工事成績評価の減点はありませんが、週休2日工事（現場閉所型）、週休2日工事（交替制）とも、通期の週休2日を達成できなかった場合、工程管理の考査項目において休日の確保が行われていないものとして評価します。

Q1-10) 週休2日を前提とする施工計画書とはどのようなものですか。

A1-10) 施工計画書に法定休日・所定休日、週休2を確保するための取り組みを記載してください。

（記載の一例）

法定休日・所定休日

- ・毎週○曜日を法定休日とする。
- ・毎週○曜日及び国民の祝日。（その他、会社創立記念日を所定としている場合等があれば記載）

週休2を確保するための取り組み

- ・本現場は、「さいたま市週休2日制適用工事」実施要領に基づき、現場の週休2日に取り組む。

Q1-11) 週休2日工事の実施証明書を発行してほしいのですが。

A1-11) 完成検査が終了した後、受注者は「（様式2）実施証明書申請書」で実施証明書を申請することができます。発注者は、受注者からの請求があった場合、速やかに「（様式3）実施証明書」を発行してください。

(2) 週休2日工事（現場閉所型）について

Q2-1) 休日確保は、土日でないといけないのでしょうか。

A2-1) 週単位の週休2日を達成するため、また建設業が他産業と同様の休日形態を目指すためにも、土日を休日とすることをご検討ください。

Q2-2) 土曜日、日曜日に作業せざるを得ない場合の振替休日について教えてください。

A2-2) 土日に作業をせざるを得ない場合は、同一週内に振替休日を設定した場合に限り土日を閉所したものとみなします。

(3) 週休2日工事（交替制）について

Q3-1) 交替制による休日確保の対象者は誰ですか。

A3-1) 施工体制台帳上の元請け・下請けの全ての技術者、技能労働者及び現場代理人を対象者とします。警備業者や運搬業者等については、対象外となります。

Q3-2) 休日確保の確認は当該工事のみでよいのでしょうか。

A3-2) 当該工事のみでの確認になります。

Q3-3) 現場代理人は、さいたま市建設工事請負契約基準約款（以下約款）第10条第2項において、工事現場に常駐することと定めているが、交替で休日を取得してよいのでしょうか。

A3-3) 約款第10条第3項にて「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」とされています。現場代理人が休日を取得しする場合は、当該条項に合致する現場条件であることを受発注者間で確認することとなります。

Q3-4) 監理技術者（主任技術者）が専任の場合は、休日の扱いについて教えてください。

A3-4) 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐を要するものではありません。監理技術者が休暇取得等のために短期間現場を離れることについては、適切な施工ができる体制が確保されていると認められる場合には、差し支えありません。

Q3-5) 休日取得の確認方法はどのようにするのでしょうか。

A3-5) 「休日確保状況チェック表」により確認します。根拠資料として、建設キャリアアップシステム（以下：CCUS という）の就業履歴一覧等の提示により監督員の確認を受けることを想定していますが、CCUS による確認が困難な場合は、確認方法について、事前に監督員と協議の上、決定してください。